

賀茂規清の神代卷解釈

末 永 恵 子

はじめに

所謂国儒論争の発端となった『弁道書』において太宰春台（一六八〇〈延宝八〉〜一七四七〈延享四〉年）は、神道とは日本固有の道ではなく、普遍的で非人格的な自然の造化・運行の作用であるとした。即ち『周易』に依りながら、「日月星辰、風雨霜露、寒暑昼夜の類の如き、凡天地の間に有る事の人力の所為にあらざるは、皆神の所為にて、萬物の造化はより起り、是を以て成就するを天の神道と申候」と言い、自然界の靈妙な働きが「天の神道」であるとする。これに反撥した国学者本居宣長（一七三〇〈享保十五〉〜一八〇一〈享和元〉年）は、日本の神道と春台の説くそれとの異質性を次のように指摘した。

（神道とは——引用者、以下同）かの國にしては、いはゆる天地陰陽の、不測^{ハカレザル}く靈^{ミコト}きをさしていふめれば、たゞ空^{ソラ}き理^リのみにして、たしかに其物あるにあらず、さて皇國の神は、今の現^{マタ}に御^{ミコト}宇^ウ天皇の皇祖^{ミコトノササノ}に座て、さらにかの空^{ソラ}き理^リをいふ類にはあらず、さればかの漢籍^{カンシキ}（『周易』）なる神道は、不測^{ハカレザル}く

あやしき道といふこゝろ、皇國の神道は、皇祖神^{ミコトノササノ}の、始め賜ひたもち賜ふ道といふことにて、其意いたく異なるをや（『直隸

靈』）

『周易』の神が「空しき理」に過ぎないのに対して、日本の神は皇祖神としての実体を有すると言う。宣長によれば実在性こそが日本の神の固有性であり、それは非人格的な「作用の神」に優越する価値なのであった。以上は、大雑把に言えば普遍的・非人格的な神観念と特殊日本の神観念の対立である。

そこでこの宣長の神観念に対して儒教的神道側から多く反論書が提出された。その立場は春台とは違って、日本固有の「道」としての神道を自明の前提とするものであった。当然記紀神話や天皇の存在を基礎としながら、普遍主義・合理主義といかに関係づけるかというテーマに向かつていたのであった。

この動きには、儒教思想と特殊日本のものとの結合に関して、近世前期の儒家神道の段階とは、異質の面を見ることが出来るように思う。即ち儒教思想による付会を国学から批判された儒教的神道は、その後、かえって特殊日本のものを強固に普遍化・合理化す

る傾向を帯びてくる。普遍性・合理性を付与することで逆に特殊日本的存在を照らし出そうとするのである。この儒教的神道の変容は、神観・天皇観・神代巻観等々をめぐる国学とのせめぎあいの中から生じたものと見ることが出来る。そして、その際儒教的神道思想が国学と対峙して、具体的な問題領域に踏み込んで議論を展開した場が神代巻解釈である。神代巻というテキストをどう読み解くか、それによって神道思想の内幕が明らかになる。従ってその解釈の特徴を捉えることにより、儒教的神道が新たに立ち向かった課題とそれに対する解答を引き出すことが出来るのではないか。

本稿はそのような視点から幕末期の儒教的立場による神代巻解釈について考察したい。その素材としてとりあげるのが、鳥傳神道の提唱者賀茂規清（一七九八〈寛政十〉〜一八六一〈文久元〉年）である。規清は神話と儒教理念のはざまに存在するクリアすべき問題——神話の内容の物理的矛盾然り。神々の行為の道徳性然り。——に直面して、それを従来の解釈史とは異なる方法で克服することを用意した。

規清以前の儒教的神道の中には、吉田、吉川、垂加神道の解釈のように、神代巻の神々を造化・氣化・体化・心化の四つの位相に読み換える方法によって、神話の物理的矛盾や道徳性の問題の克服を試み、そこに儒教理念を読み込んだものもあった。例えば次のような解釈がそれにあたる。

天神七代者造化之神、地神五代者身化之神、伊弉諾尊伊弉冊尊者、兼「造化氣化」之神号。卜部未生之伊弉諾伊弉冊、已生之伊弉諾伊弉冊之説正謂レ此也。未生則天之陰陽造化之神、已生

則人之男女氣化之神（『垂加社語』）

しかし、後述するように、規清はこのような方法をとらず神代巻を、神代七代章とそれ以下の章とに区別し、前者の内容を「万人ノ系図」（「人間の生命の根源を示すもの」）・後者の内容を「帝王ノ系図」（「天皇」の起源を示すもの）と解釈することによって、すなわち神代巻を性質の異なった二つの「系図」と捉えることによって新たな解釈を試みようとする。

このような区分による解釈は、近世後期以降の儒教的神道と国学との相克、緊張の流れの中で生み出された。こう区分することによっていかなる神道思想が構築されたのか、神代巻解釈の分析から探って行こう。

一、神代巻解釈

前述のように規清は、『日本書紀』の神代七代章を「万人ノ系図」、大八洲生成章以下を「帝王ノ系図」と規定している。なお前者については、別稿にて既に分析を行っているので、以下要点だけ述べる。（引用は『根國史人間開闢系図之弁』）

——規清の解釈によって、神世七代章の神々は、懐妊期の胎児の形成過程の象徴とされたり、人間発生の根源である生殖に結びつけられたりすることで、人間の存在の根拠に関わらせて編成された。

規清は、「胎内ヲ遡レハ卒ニ天地ノ玄妙ニ至リ万物ノ起元ヲ悟ルハ系図ニ基カズンバ何ヲ以テ魂ノ往来ヲ知ラン」と主張している。そこで、人間の「身ノ本、心ノ元」および「死ノ魂ノ行末」を示した典拠として、この神話を読み換えたのであった。そして、そこから

人間の道徳的可能性の根拠——人間は、「形ト云心ト云、天ノ系図ヲ直ニ稟タ」存在であつて、「徳ヲ天地ト拾然ク」する可能性を普遍的に保持している——を導いた。そのような存在の根拠を熟知することが、「死ノ魂ノ行末ヲ悟リテ迷ヒヲ晴」らすことに直結するといふ判断の下での神話の再構築である。——

それに対して後者は、「天下治看政道ヲ御系図ニ倚テ次第ヲ立給フ御記録」(同前)即ち為政者のあり方を「系図」にことよせて示したものとされる。以下「帝王ノ系図」を『日本書紀神代卷根国史』(以下引用はことわらない限りこれによる。【】は巻数)に依拠しながら分析し、先の「万人ノ系図」との関連を考察し、規清の神代巻の解釈の意義に言及したい。

1 〈大八洲国生成章〉(この章の引用は【一】以下同様)「帝王ノ系図」の冒頭にあたるこの章は、「羽明玉ノ御祖王ノ玉體舎リ給フ所ニ、道ノ草創也。其道ハ天津日嗣ノ御氣脈也。最御代々ノ大王ノ御血脈此焉始ル也。」と、天皇家の始祖「羽明玉ノ御祖王」(以下羽明玉と略)の胎内における発生、誕生と捉えられる。即ち大八洲の生成は「胎内二百七十五日ノ間ニ、尊ノ玉體成就」した比喩とされる。

2 〈四神出生章〉(二) この章は1を受けて羽明玉の成長期を示すものと解釈する。四神の誕生とは、乳幼児期(ハ蛭児に象徴される、以下同様)を経て、心臓(ハ天照大神)や頭脳(ハ素戔鳴尊)や肝臓(ハ月読尊)という心身の機能が万全に備わることとされる。羽明玉は誕生当初の「天下ノ主トナリ給フ御心ヲ未ダ生給ハ」ない状態から、「二歳トナリ三歳トナツテ追々ニ心ノ天ニ登」るように、

心も成長してきたという。その文脈の中で、天照大神は「羽明玉ノ御祖王ノ御心徳則天ガ下照大神ト賛美シテ、天人一致ニ配ス神号也。」という「天下ノ主」の徳を象徴する「神号」と捉えられている。

3 〈瑞珠盟約章〉(三) 十七、八歳の青年期から老壮年期にかけて、羽明玉の救世の思いが次第に熟したことを示した章とされる。天照大神と素戔鳴尊の剣玉誓約による五柱の彦神の誕生は次のように描かれる。

尊身命ヲ抛チ給ヒ、天下ヲ万世救ハント思召ル、叡慮ノ御實意段々實入リ限リナク熟シ給フハ、素尊ノ御齡(四十歳)ニテ玉ヨリ玉ノ彦神ヲ御心ヨリ産ミ給フト云義ガ此章ノ主意也。

故ニ此五男ヲ今ヨリ云時ハ仁義礼智信ノ五常也。
羽明玉は救世の思いが熟し、五常の徳を備えるまでになったと解釈された。これを規清は「天下ヲ治ムル根元」を示した章であると言ふ。

4 〈宝鏡開始章〉(三) 天照大神の磐戸竈もりは、無秩序な社会状況および欲望に曇らされた人心であり、とりもなおさずそれは、当時の羽明玉が身を置いた環境の比喩とされる。

此御祖王身命ヲ抛チ、如此常闇ノ世ヲ救シト思召レテ、難行爲給フニ盡スヘカラズ。或是所ノ穴居、彼所ノ穴居ニ尋給ヒ、彼レニ事倚是、事倚テ、天人唯一ノ国道ヲ懇^チ教諭為給ヒケルガ、了持性善ハ人ニ備ハル所ナレバ、一人耳ニ入リ、二人耳ニ入リ、或ハ磐戸ノ中ニ徹シテ感服スル者出タリ。

羽明玉の伝道に感化され従ったのが、天ノ児屋命、太玉命、思兼

命等の三十二神とされる。三十二神は「師ノ御志願ヲ承継、粉骨碎身ノ道ヲ弘メ、人心ノ日出ヲ祈」つて羽明玉の教化事業に参加する。その結果、「明ルキ政事ノ行ハル」、「小国家が「大和国高市」に誕生した。その国家は、君臣の秩序、機構や制度等（曆制・農事の方法）も調い、「王位ニ服シ、各質素ヲ守リ善事ニ進ミ、道ヲ讓ル静謐ノ御代」とされており、「堯舜ノ代モカ、ルベキヤハ」と賛美されている。規清はこのような理想国家への道程を示したのが磐戸開きであると解釈するのである。そして、この羽明玉の事績には、「人ヲ治メント欲スル人、先ツ道ノ修行ヲ盡シ、八咫ノ鏡ノ徳ニ至るようすべきである」という統治主体の姿勢を示す含意があるので言う。即ち為政者に自己修養を求めた教訓を示した章であると言うのである。

5 〈宝剣出現章〉（四） この章は、羽明玉の事績を連ねたこれまでの章とは異なり、羽明玉が人々に比喩を用いて説いた教訓がまとめられているとする。八岐大蛇神話には、「儉約ノ道」（道ノ磐座）、「万世ノ法」と重要視される）が、大己貴と少彦名命とによる国作り神話には人間の驕慢についての教訓が、また同じ国作り神話の「吾所産児凡有一千五百座」には懷妊および出産に関する掟が記されているとする。

6 〈天孫降臨章〉（五） 再び羽明玉の事績に戻り、この章では4で小国家建設を遂げた羽明玉が、今度は「道ナク王ナキ」隣国を征服し遂に全国統一にまで及び、人心を掌握したこととの比喩として解釈されている。以下具体的解釈を要約する。

——天上から葦原中国へ瓊々杵尊を遣わす高皇産靈尊は、三十二臣

の抱いた救世の思いである。「三十二臣胸中ノ高皇産靈ガ凝リ肅リ、羽明玉ノ御祖王ヲ立テ、天下ヲ御統一為マボシク欲ス。」が、しかし、羽明玉は不徳を理由に全国統一の勅許を出そうとしない。しかし、ついに三十二臣の熱意に押されて請願を聞き入れる。その羽明玉の「勅許為給フ叡慮ノ生ル、ヲ瓊々杵尊御降誕ト云。」即ち瓊々杵尊誕生とは羽明玉の「叡慮」が生じたことである。それを受けての瓊々杵尊の降臨とは、羽明玉の「御徳」が「万民ノ胸中ニ天降り普ク人ノ氣根トナリテ、君ト道トノ魂魄舍リ、氣質変化シ」たこと、即ち人心が教化された状態を示す。その結果人々は、「君ガ為ト命モ惜カラジト憂身ヲ省シ、明暮君ヲ慕ヒ奉ル」ようになった。——

規清は、このような事績を描くことによって、政治の眼目は「民心ヲトル」ことにあるという教訓を導き出している。

7 〈海宮遊幸章〉この章は「羽明玉ノ御祖王ノ御丹精ニ倚テ御制度段々ニ行届キ給ヘバ、天下ノ人氣斯一同ノ僉海ノ宮ニ修行至リテ神ノ治召ス代ノ神代ト為タル旨此章ノ主意也」【七】とまとめられている。「海ノ宮」とは「贈從三位政成卿ノ心中深キ海底ニ此宮居アリ。先武道堅固ノ礎ニ誠心忠孝ノ玉ノ柱ヲ建並ベ誠ヲ磨ク玉ノ覺」【七】と楠正成を例にとって語られるような理想的人間の境地の比喩である。従つて社会全体が理想的境地に至る「修行」を行つて「神代」のような状態が出現したと言うのである。

以上のように解釈においては、羽明玉の人心教化による道の実現がメインテーマとなっている。そのテーマに沿う形で瓊々杵尊・火出見尊・鸕鷀草葺不合尊の三神は治者羽明玉の徳とされていた

り、逆に次のように被治者の人氣の象徴とされている。

時ニ火火出見尊天津日嗣治看トハ期ノ人氣ガ、其天下ノ御徳也。

鸕鷀草葺不合尊天津日嗣治看トハ同ク期ノ人氣ガ其天下ノ王ノ御徳也。去レハ羽明玉ノ御祖王天下治看間ニ、瓊々杵尊・火火出見尊・鸕鷀草葺不合尊ト天下ノ人氣三變シテ弥天人唯一トナル人氣ノ天下ヲ神日本磐余彦尊ニ稟継サセ給フ赴、書ニ頭ハル所ハ斯ノ如シ【六】。

「期ノ人氣ガ其天下ノ王ノ御徳也」とあるように、治者の徳は被治者の氣風に直接反映する。被治者の氣風が即ち為政者の徳であるという論理によって、規清はこの三神の継承を「人氣三變」と捉え、「人氣」が漸進的に理想的状態となる道程と考えている。

8 〈神皇承運章〉(七七) この章は、羽明玉が死去した後、嗣子神日本磐余彦尊による皇位の継承の事実を記すと解釈されている。この代替りについて次のように記す。

夫レ世ヲ神代或聖代トナスハ、神ガ神ノ道ヲ行ヒ給ハザレバナラズ。又神聖ノ氣脈心化ノ皇子ハ稀ニモ連続ナスベシ。ナレド血脈ノ皇子ニ聖徳ノ王ノ連続ハ、天アリテ是而已。御祖王ノ御徳モ届キ給フニ至ラズ。於是神代ノ連続セザルハ是非ヲ云ベキニ非ズ。其ハ天爵ノ王ニアラザレバ、神代ヲ相承為給フベキニ非ズ。神日本磐余彦ハ傳國ノ王ニシテ其君徳ハ人爵也。故ニ人皇ニシテ神皇ニハ非ズ。於是天爵ノ王ヲ神代トシ、人爵ノ王ヲ人皇ト為義ハ、父王ヲ尊崇為給ヒ、自ヲ謙リテ父王ノ治召ス御代トシ、自ノ治召ス御代ヲ人ノ代ト差別為給フヲ、神武天皇御孝道ノ叡慮ヨリ出テ神代人皇ト差別ナルヲ著明シ。其ハ神代ハ聖代

ト云フナレバ也。何ゾ自ヲ神代ト宣フベケンヤ。故ニ代々神代ト云事ヲ憚リ給フモ宜ナランカシ。

ここでは皇位継承者について、「神聖ノ氣脈心化ノ皇子」と「血脈ノ皇子」とが對比されている。文意にやや不明な点があるが、前者は「神聖」の「心」のレベルの継承を意味し、一方「血脈ノ皇子」は文字どおり血統による継承を指す。皇位継承は「血脈ノ皇子ニ聖徳ノ王ノ連続ハ、天アリテ是而已」とあって血統という資格だけでは不十分で、心の徳が重要視されるのである。また羽明玉は「天爵ノ王」であるが、その嗣子神日本磐余彦は「人爵ノ王」とされている。さらに「神代」と「人ノ代」を解釈して、前者は神日本磐余彦の立場から羽明玉の治世に対する尊敬を込めた呼称、後者は神日本磐余彦が自己の治世を謙遜して表した名称であるとした。このような点から強調されるのは羽明玉の稀なる徳と偉業である。さらに次のように言う。

天皇ハ无心ノ速日ノ御徳ヲ云テ、氣脈ノ相承心ノ天子ヲ云也。此ハ天心ニ天下ヲ為ント欲ス国初王ノ叡慮卒ニ届カセラレテ、天下悉ク天心ノ天子氣脈ノ天皇トナリテ此上ニ尊キハ非ズ。勿論期ノ天子如此天下ヲ治メ給フ御規模ヲ天皇ト云、則天心ノ天子也。就ハ代々ノ天子ノ御徳モ億萬民ノ治ル人氣ニアリテ、天皇ト尊崇シ奉ル也。然ラザレバ、称而已ノ天皇ニシテ天地神明ニ通シテ尊キ天皇ニハ非ズ。故ニ代々人氣ヲ以テ御諡ト為義也。呉々天皇ノ御心ニ萬民ノ心天皇ニナラザレバ、国治リタルト云義ニハ非ズ。例セバ民ヲ聖代トナシ給ハザレバ、聖代ナルニハ非ズ。是ヲ以テ民ノ心ガ天皇ニナラザレバ、天子ノ天皇ニ在座

ザルヲ知ルベシ。

ここでは「天子」と「天皇」が区別されおり、「天子」は徳を備えた為政者、一方「天皇」は血統上の地位と読むことが出来よう。「天皇」は「天子ノ天皇」(徳を備えた天皇)たることが要求される。その際の「徳」とは「畜万民ノ治ル人氣」にあるとされる統治能力であり、「万民ノ心天皇ニナ」という徳化・教化の力ということになる。

以上のように大八洲生成章以下の神代巻は、羽明玉を主人公に、その誕生、成長、建国、治世、死去、代替り、及び彼の遺した教訓を示した一代記として解釈されていた。

その中で、規清は「吾國道ノ開闢ハ神皇羽明玉ノ御祖王也【一】」と言うように、日本国の「道」の創建を實在の人物による歴史的事実として描くと同時に為政者のあるべき姿を示した。故に「帝王ノ系図」は、天皇の政治の始原と天皇のあるべき姿を示すという二重の意味での道の根源を描いているのである。

さてそれに対して「万人ノ系図」は、人間そのものの存在の根拠——生殖・生成を司る氣血の働き(「神道」)——を示した。それが人間の始原であった。したがって規清は人間そのものの始原と日本国の「道」のそれを別々に神代巻に見出そうとしたのである。この神話解釈の大きな特徴は、まず何よりもその神観にあるだろう。彼は、「天地日月ノ外神ト称スルハ、羽明玉ノ御祖王ハ勿論、三十二臣食神也。」と言う。即ち1「天地日月」則ち万物の根源となる天地自然と2羽明玉と三十二臣が神であるとする。1は先に見た春台の「天の神道」に近い普遍的・非人格的神観念である。2に

ついて、有徳者＝神という観念から「道ノ修行成就シテ、天心至リ給フ人ヲ神ト云」とする。即ち太古日本において神となった人間は、羽明玉と三十二臣であった。故に神代巻解釈において實在の神は、この羽明玉と三十二臣に限定された。それと表裏を成して、神話の本来の神々は實在性を剥奪された。即ち「神変不測ノ活用アル神ハ悉ク理ヲ求タル神号ニシテ、心法ノ活用ニ備フ神也。」と神々は、「理」や「心法」のシンボルとされ、「日月水火氣血等錯綜の活用」や、「善惡邪正」を示すとされた。皇統地神五代(天照大神・天忍穗耳尊・瓊々杵尊・彥火火出見尊・鸕鷀草葺不合尊)も総合して次のように説かれる。

羽明玉ノ御祖王御一世ニシテ心化五変ヲ地神ト云、其中上二代ハミコト全クノ心化也。下三代ハ統御ノ間天下ノ人氣三変ナス也。是レ則尊ノ御徳化ナレバ、尊ノ心化トシテ五代ノ心化ト云也【七】。

五柱の地神は、羽明玉の内面やその感化の現れを象徴する「心化」の概念によつて統合され、物理的存在を否定された。それによつて、神話の神々の行為——例えば天照大神と素戔鳴尊という姉弟の神による神の誕生という道德的問題や、瓊々杵尊の天から地上への降臨という物理的矛盾等を解消したといえよう。

二、羽明玉ノ御祖王像の形成過程

以上、羽明玉の人心教化を基礎とした仁政による日本建国の歴史像を描くことによつて、規清は日本の始原において政治の道が確立されていたことを提示しようとした。従つて仁政の実現していた国

として日本を捉え、その仁政を生み出す道を天皇の道と意義付けていたことになる。

さて、ではなぜ仁政の主体が羽明玉なのか？羽明玉ノ御祖王は、規清独自の造語である。しかし、この語には後述するように来歴がある。本章では羽明玉ノ御祖王像の性格的特徴に注目し、その特徴形成の過程を概観することで、規清の神話解釈の歴史的位置付けを試みたい。

1、羽明玉ノ御祖王の特徴

羽明玉ノ御祖王は、神代卷瑞珠盟約章に「カ所だけ登場する羽明玉」に由来している。そこにおける羽明玉は、天照大神を訪問しようとする素戔鳴尊に八坂瓊之曲玉を奉った神で、神話の展開上は端役と見てよい。規清はこの神話を物語化する際、「羽明玉ハ心ノ明珠ト云事ニシテ明德ト云ンガ如シ。其明德ニ至リ給フ心法ノ御修行御成就ノ尊号也。【三】」と読み換えた。つまり「明德」を輝かした人物であるとした。羽明玉が、素戔鳴尊に奉じた「八坂瓊之曲玉」に関しても、仁政に関連して解釈された。

a、八坂瓊ハ弥栄瓊縮ヤサカニ也。此ハ国家第一ノ御寶頭ウツシヤ見蒼生ヲ云也。故ニ年々歳々生々ノ弥栄瓊ノ王民行末限リナク、繁昌スルノ称也。【三】

b、瑞ノ八坂瓊之曲玉ハ瑞々シキ弥栄瓊ト云フニテ、人ヲ恵ム心ノ限リナク生スル義也。（中略）最モ此曲玉ノ理ハ異邦ニ云仁ト白スコニテ天下ヲ治ル此上ナキ最上ノ曲玉ナレハ…【三】

八坂瓊之曲玉が象徴するのは、a「王民」の繁栄とb治世の根本たる「仁」である。このような仁政の象徴をとまうことで羽明玉は

仁政を体现する主体として形成された。

2、羽明玉をめぐる解釈史

以上のような性格を付与された歴史の主人公羽明玉ノ御祖王が、神代卷テキスト上の端役「羽明玉」から変貌するその道程についてここでは概観する。

大八洲生成章の解釈において、規清は「此章ノ伊弉諾伊弉冊尊ハ神皇羽明玉ノ御祖王ノ父母ノ神ニ尊ヲ指テ云也。【一】」と規定しているが、神代卷テキストには羽明玉と諸冉二尊を結びつけた記述はどこにも無い。この付会の呼び水となったのは、「口訣ニモ伊弉諾尊ノ児、天玉命ハ羽明玉命也トアルヲ思ヒ合スヘシ。」と自身が述べているように、『日本書紀口訣』の「羽明玉者、伊弉諾尊児、天玉也」である。さらに『日本書紀口訣』は、羽明玉の奉った瑞八坂瓊之曲玉について「明玉即仁恵之事相也」と語釈し、羽明玉・八坂瓊曲玉・仁とを結び解釈の先駆をなしている。

また、中世に行われたこの箇所解釈の中でも、八坂瓊之曲玉は重点的に言及されていた。例えば、「萬代ノ靈宝トナルソ。神璽トナルソ。天子ノ玉体ニ、ソヘラレタソ。」（吉田兼俱講義聞書『神書聞塵』）と皇位との関連で注目され、「瑞ト云ハ、萬物ヲ潤ス徳アルソ」（清原宗賢講義聞書『日本書紀神代卷抄』）のように徳と結合させる見解が提出されている。中世の注釈は主として八坂瓊曲玉に潤色を施すものの、羽明玉の端役としての性格自体に改変を加えるものではなく、また解釈自体も語釈の域を出ることはなかった。

しかし、近世になると羽明玉に積極的に造型の手が加えられるようになってくる。まず、吉川神道において瑞珠盟約章の解釈は「玉

伝秘訣⁽²⁾という秘伝として重要視された⁽²⁾。その中で羽明玉は「溫潤慈愛ニシテ能ク人ニ善ヲ施シ玉フ神」とされている。羽明玉に関する記事の要約は次の通りである。——羽明玉は素戔鳴尊（以下素尊と略）と「別腹ノ御連枝」の關係であつた。素尊が天照大神に対して暇乞と偽り謀反を起こそうと意圖していることを察した羽明玉は、「其心ヲ止ントテ、惜別ノ為トテ素尊ヲ招請シ、此玉ハ僕カ秘藏ノ物也トテ御馬ノ餞ニ奉リ玉フ」たのであつた。そして玉に寄せて、「御父諸尊瓊矛ヲ以テ天下ヲ治メ玉フハ、此玉之德ニヨル。玉ハ溫順ニシテ天德ヲ備リ。（中略）凡力ヲ以テ人ヲ従ント欲レハ功ナリ難シ。德ヲ以テセハ人自從フ。難キヲ奔テ安ニ隨ハ天ノ道ナリ」と「風諫」した。それにより素尊は改心して高天原に登つていった。

羽明玉はこの物語——記紀神話が再構成されている——において大きな役割を担う存在である。即ち八坂瓊之曲玉に込められた教訓を示し、素戔鳴尊を「其宜ニ順テ諫」めた功績者として描かれたのであつた。

さらに八坂瓊之曲玉についても、意義付け方に変化が見られる。因^レ茲一人磨^レ玉明^レ智、以照^ニ四海^一。故以^レ玉為^ニ百王万代之璽^一。三種神宝以^レ此為^レ要。

口授曰、天下ノ一人ハ万民ヲ統御ス。故ニ天下ノ苦楽ハ一人ノ御心ニ寓スレハ、今日ノ御心大切也。善惡トモニ四海ノ準トナリ玉ヘハ、固有ノ玉ヲ磨玉ヒ智ヲ明ニシテ、万ノ政事ヲ治玉フヲ專要也。玉ヲミカキ智ヲアキラカニスルトハ、道ヲ学テ人欲ヲ払ヒ、心ヲ潔フスルヲ也。（中略）只国人ノ苦楽ハ人君ノ心

ニアリ、常ニ玉德ヲ磨玉フヲ人君ノ心也。諸尊常ニ三種ノ道理ヲ御教ナサレシハ後世不徳ノ君ナカラシメント也。

ここでは、八坂瓊之曲玉は、伊弉諾尊による後世への教訓が込められた神宝として位置づけられている。「智ヲ明ニ」することが、「玉ヲ磨」くことになぞらえられており、「常ニ玉德ヲ磨玉フヲ人君ノ心也。」と為政者の心のあり方・統治姿勢が「つづさ」に示されているのである。これを中世における解釈——八坂瓊曲玉は皇位の象徴・仁の象徴とする——と比較すると、より具体性と教訓性が増していることに気付かされる。

また八坂瓊曲玉について、これとは趣を異にする見解に垂加神道の「八坂瓊之御統之傳⁽²⁾」がある。それによれば「此宝玉より日嗣は御出生在坐也、故に玉體則ち八坂瓊之曲玉也」と、玉は天皇の身体と同一視される。また「八坂瓊の勾れるが如き以て曲妙に御宇めす也」として統治の姿勢と関わらせて言及されている。

以上、規清以前の解釈を概観した結果、中世において羽明玉・八坂瓊曲玉は、皇位や仁徳に結びつけられた注釈がなされたこと、そして近世になるとより具体化されて為政者の心のあり方や統治姿勢に結び付けられ、物語性と教訓性が付加されて解釈されたことが確認された。このような解釈と規清の解釈との間に直接的な因果関係の証拠は検出できないものの、同様の解釈方法の土壌の上に、規清の羽明玉像の成立の要因を求め得るだろう。

三、神代巻解釈の基盤

さて、以上のように神代巻神話が物語化し教訓化する展開上に規

清の解釈を位置付けることができた。しかし、規清の解釈が決定的にそれまでの解釈と異なるのは、大八洲以下の神代巻が羽明玉の全生涯を描いた一つの物語として——断片的な神話の寄せ集めではなく——解釈されていることである。統一性を持った歴史像として神代巻を理解するあり方を提示したのである。では、このような解釈を行う思想的基盤はどこにあったのだろうか。

夫後世ノ龜鑑ニ書ヲ貽スハ、何ノ為ニカアラン。悉天下ヲ治ルノ道而已ナラン。其道ハ形ナキ心ノ目ニ見エズ、手ニ取レザルモノニ善惡アリ、其勸善懲惡ノ道ナレバ、上古文字少キ世ニハ道ヲ論スニ、天地ニ基キ造化ノ活用ヲ心法ニ引付、或理ヲ万物ニヨセ、事跡ニ倚テ彼ノ形ナキ心ノ目ニ見エズ、手ニ取レザルモノ、歩行善ノ道ヲ啓発、惡ノ道ヲ塞キテ、各其道ニ倚テ歩行バ生涯身ヲ全フシ、国治マルヲ主トスル用、神典也。【三】

ここには規清独自の神代巻観が示されている。引用によると、神代巻は「龜鑑」とされ、治国における有効性を追求して著述された書物とされる。但し文字の少ない上古にあつては、「道」を示す際に比喩により表現するしか他に手段が無かつた。従つて、比喩の中に埋もれた「道」を解釈により発掘することが自己の課題となるのである。

規清にとって神代巻の政治的有効性とは、そこに道德的道が貫かれていることであり、だからこそ不可思議な神々の存在は許されないものであつた。彼は、「吳々怪談ヲ立レバ、国道ハ立ス、国道立ザレバ王ヲ守護、国ヲ堅クスルニ至ラズ。兎ニ角道ハ忠孝ノ実地ヲ踏ヨリ外ニハ非スト知ルヘシ。【四】」と言ひ、あくまでも合理主義

的認識と「国道」の成立を不可分のものと考えていた。²⁵ 合理主義的解釈は、「怪談」から人々を解放して道德主体の形成に寄与するが故に必要な不可欠のものと考えられていたのである。

このような合理主義的解釈についての認識が、当時にあつてどのような意味を有していたのかを最後に考察したい。規清は、次のように当時の習俗を批判している。

時ニ今ノ世ノ習俗、神ハ理外ノ神変アルモノト心得ツレバ、神ノ不測ノ活用、理ニ符ハサルヲ歛ヒ、修身齊家トナル国道ノ起元、実地ヲ歩行理談ハ尊シトセサル人氣ハ慷慨スヘキノ至リナラン。【四】

ここでは、人知を超えた不可思議な神を信仰し、規清の合理的神觀念を基礎にした「理談」には関心を示さない風潮に憤っている。この批判対象は、次のような言葉から主として国学であると思われる（現世利益信仰も含まれるだろう）。

同姓真淵以来は了持に儒佛混糅の迷ひは抜たれど、国体の腰は矢張立す。其はいかにといふに、僉人天地の外に神変不測の神が有と思ふに迷ひ晴ざる故、（中略）惜かな其劣する筆多く空談に墮て政事の要道に立す。畜風流人の持称す而已。其政事の要道に立ぬ腰痛、代々の傳種病となれば：『古興路美廼草荷』賀茂真淵以来、日本固有の道を探求した国学の業績を「儒佛混糅の迷ひは抜た」として評価するものの、「天地の外に神変不測の神が有と思ふに迷ひ晴ざる故」に「空談に墮て」、政治の役に立たない学問であるとしている。その結果国学の神觀念＝実在の神を批判するに至るのである。

先に見たように国学は儒教的神観念を批判しつつ形成された経緯があった。その批判は時代を下って平田篤胤にも引き継がれている。彼は、神々について「その常磐に、宮々に、今も鎮り坐ますことを眺るべし、然るを、彼の神々は、もとより御霊のみこそあれ、現御身の在すにはあらず、など云ふもあれど、そは、俗の神道者どものいはゆる、心化の神とかいふ妄説を、き、なれたる汚耳を、いまだそそぎ終ぬに因りてなり」と神の实在を主張し、「心化」の神観念を激しく否定した。この原理的対立は、天皇観や神典観にも当然及んでくる。

1 〈天皇観〉篤胤は、現人神の説明の中で、「天皇も御人には御坐せども。天照日大御神の。正しき御統におはし坐て。凡人とは遙に遠く。御尊さの類なく御坐すが故に。人とは現はれ御座す神といふ義をもて。上代よりかく称し奉れるなり」と言う。天皇は神であり「凡人とは遙に遠い」。その根拠は徳の高さや政治的資質にあるのではなく、天照大神の子孫たることにある。これに対して規清は、既述のように天皇に徳がなければ、「称而已ノ天皇ニシテ天地神明ニ通シテ尊キ天皇ニハ非ズ【七】」と、原理上は天皇の地位を相対化した上で、徳化・教化の能力を天皇に求めるのである。

2 〈神典観〉篤胤の『古道大意』によれば、神代巻には「道ノ趣」が記述されているが、それは「事實ノ上ニ具ツテ」いるのであって、「盡ク教訓ト云フ事ヲ、記シタル書物デナクテハ、道ハ得ラレヌ如ク思テ居ル」世の学者は、「甚ノ心得チガヒ」をしている、と批判する。そして「教ヘト申スモノハ、實事ヨリハ甚下イ物デゴザル。其故ハ、實事が有レバ教ヘハイラズ。…」と言ひ切り、「實事」を

尊重せよと言う。

天皇や記紀神話に合理的判断を加えることを否定するこのような主張を念頭に置きながら、規清の神代巻解釈はなされたと見てよい。規清は「三部ノ神典凡テ神変不測ノ文勢ナレハ、何レニ修身齊家治国平天下ノ道有ルヤ」(『神典観見論』)と言い、神典に描かれているのは、「修身齊家治国平天下ノ道」に他ならないとした。そのような「道」こそが日本の始原から存在するものであり、記紀や天皇といった特殊日本の存在がまさに普遍的「道」を体现するものであると積極的に意義付けたのであった。

おわりに

規清は、神道が「国政ニナラザル道ト為行随、次第ニ神道王道俱ニ衰」(『神典観見論』)えたとの認識、即ち神道と政治が分離していることが「神道」と「王道」を共に衰微させた原因だとした。そこで、規清が提唱したのはまさに「国政」のあり方を即ち「修身齊家治国平天下ノ道」を直接的に説く神道だったのである。そしてそのような神道思想を背景とする神代巻解釈の特徴は、神代巻を徹底的に物理的矛盾なく且つ「修身齊家治国平天下ノ道」を示すストーリーとして読もうとしたことにあった。これは、近世前期の儒家神道の儒教理念による解釈——それは神代巻の神々を造化、気化、體化、心化等に分けることで、テキストと合理的認識の折り合いをつけようとして苦心した——の段階を超えて神代巻の中に徹底的に普遍的合理の世界像を描こうとしたものである。こうした解釈は、特殊日本的、非合理的的神観念を背景に神代巻そのものの持つ世界像を尊重

した国学との対峙なくしては、恐らく成立しなかったものであろう。その意味で、記紀神話や天皇という特殊日本の存在は、国学思想と儒教的神道思想との異なった方向から積極的に照射されることになったのである。

注

- (1) 小笠原春夫『国儒論争の研究——直毘霊を起点として』ベリかん社 一九八八年一月
- (2) 『日本思想闘争史料』第三卷四四～四五頁
- (3) 『直毘霊』《『本居宣長全集』第九卷五八頁 筑摩書房》
- (4) (1) 小笠原前掲書第四章「静斎義雄の大御神説を廻つて」二二二～二三三頁
- (5) 『日本思想大系39 近世神道論前期国学』一二三頁 岩波書店
- (6) 『根国人間開闢系図之弁』東北大学附属図書館野文庫蔵写本
- (7) 拙稿「賀茂規清の「神代七代」章解釈——『神代卷』解釈論の前提として」《『文藝研究』第一三八集 一九九五年一月》
- (8) 規清の神代七代章解釈書としては、他に『鳥傳日本書記長鳴鳥』がある。
- (9) 東北大学附属図書館野文庫蔵写本
- (10) 三十二神の事績は「万代ヲ耀シ」ているため、その「子孫今猶雲ノ上ニ日ノ御座ヲ守護給」ているとする。即ち太古「俱ニ

道ヲ啓発」して国家建設をなした神々の子孫が現在も君臣関係を保って、皇室に奉仕しているという。

- (11) 「大蛇」は1、天変地妖のもたらす凶作と2、「自ら慢ズル心ノ驕奢」の比喩であるとされる。1の「大蛇」の退治とは、飢饉の対策として「儉約ノ法」すなわち米を貯蔵しておく困米の実施を指し、2のそれとは「質素ノ人氣ト為テ无用ノ費ヲ省」くことを意味する。質素儉約の必要性を大蛇の比喩を使って、羽明玉自らが論じたのが、この神話であるとする。

- (12) 大己貴とは「大ニ己レ貴ト云事ニテ驕慢ノ称也。」であり、「道ノ躑ヲ等閑ニスル時ハ人氣大己貴ニ変スレバ、是ヲ專要ト慎ミアルベシト」と「驕慢」を戒めた教訓であるとする。

- (13) その掟とは「舍リシ月ヨリ一千五百日交合ヲ禁ズ。」として出産後三年三ヶ月間はまで母親の性行為は禁止される。その理由は、性行為が母乳の質的悪化を引き起こし、育児に支障をきたし、子を病弱にする恐れがあること。また年児が生まれる心配もなく、育児が充実することである。子は「国ノ寶」という視点から、健全な子の養育は国への忠節であると意義付けられている。

- (14) 4ハ宝鏡開始章Vにおいて、羽明玉と三十二神が君臣の義を結んだ際、三十二神から三十二臣へ表記が替えられている。

- (15) 羽明玉に従った三十二神は共に実践する有徳者として思弁化され、その関係は君臣関係の模範像として造形されている。『旧事紀』を典拠とする三十二神は、本来天孫降臨の際、瓊々杵尊に従った神々である。因みに規清はその中の天神玉命という神

の末裔であることを誇りとしていた。

- (16) 一書曰、素戔鳴尊、將_レ昇_二天時、有_二一神_一。号羽明玉、此神奉迎、而進_二以瑞八坂瓊之曲玉_一。故素戔鳴尊、持_二其瓊玉_一、而到_二之於天上_一也。(第六段一書第二)

- (17) 『神道鳥傳祓除抄』によればこの諸冉二尊の解釈をめぐって、「萬乗の君の御先祖の伊弉諾伊弉冊尊ハ元より天子なり。我人の先祖の伊弉諾伊弉冊尊は元より臣下なり。」と血統による君臣の区分を厳然と設けている。したがって「先祖」としての伊弉諾伊弉冊は、歴史的事実上「元より幾人も在坐」すと言うのである。但しこれは、「万乗の君の御先祖と我人の先祖杯と元一」とする他の神道家の説を「以の外の非言」として批判する際に見られた見解である。

- (18) 『神道大系 古典注釈編三 日本書紀注釈(中)』五九頁

- (19) 『日本書紀纂疏』のように「或曰、羽明玉、謂_二迦樓羅王_一」と仏教的に潤色して解釈する例もある。(『神道大系 古典注釈編三 日本書紀注釈(中)』二四一頁)

- (20) 『神道大系 古典注釈編四 日本書紀注釈(下)』七二頁

- (21) 『神道大系 古典注釈編四 日本書紀注釈(下)』一九四頁

- (22) 平重道『吉川神道の基礎的研究』第二編資料編 五二三頁

吉川弘文館 一九六六年

- (23) 平前掲書 第一編研究編第四章「吉川神道における秘伝の思想内容」二九一頁

- (24) 玉木正英『玉籤集』卷之五(『大日本文庫 垂加神道』上四五二頁)

- (25) 規清の合理主義については、拙稿「賀茂規清の『合理』主義——流罪後の神話・民俗・口碑の解釈の分析を通して」(『日本思想史研究』第二六号 一九九四年三月) 参照

- (26) 『靈の眞はしら』下(『新修平田篤胤全集』第七卷 一七一頁)

- (27) 『玉たすき』一(『新修平田篤胤全集』第六卷 四頁)

- (28) 『新修平田篤胤全集』第八卷二二頁

(東北大学大学院)